

令和6年度宇宙産業振興に向けた  
企業調査・伴走支援等業務委託 仕様書

令和6年5月21日

北九州市産業経済局  
未来産業推進部宇宙産業推進室

## 1 件名

令和6年度宇宙産業振興に向けた企業調査・伴走支援等業務委託

## 2 業務目的

国においては、宇宙基本計画（令和5年6月改訂）において「宇宙産業を日本経済における成長産業とするため、その市場規模を、2020年に4.0兆円から2030年代早期に2倍の8.0兆円」を目指すという目標を掲げ、人工衛星やロケット等の宇宙機器産業の国際競争力の強化、衛星通信・データ提供等の宇宙利用産業の振興に取り組んでいる。

本市には、衛星開発や衛星データ活用を行う学術機関や、部品製造やデータ活用に強みを持つ、モノづくり企業やIT企業が集積するなど、将来的に衛星の企画・設計から製造までを一気通貫で取り組むポテンシャルを有していると考えられる。

本業務委託においては、本市が「小型衛星をはじめとした宇宙機器の開発・製造の拠点」や「衛星データ利活用ビジネス創出」等を目指す中で必要となる基盤づくりとして、北九州宇宙ビジネスネットワーク会員企業への支援を通じて、市内企業の宇宙産業参入や、宇宙関連スタートアップ輩出、宇宙関連企業の誘致につなげていくことを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 北九州宇宙ビジネスネットワーク会員企業向け勉強会の実施（3回程度） （50人程度／回）

宇宙ビジネスに関心のある企業が入会する「北九州宇宙ビジネスネットワーク」において、宇宙ビジネスに対する理解を深めるための勉強会を実施する。

勉強会の実施にあたっては、勉強会の内容の企画、当日配布する資料の準備、当日の勉強会の運営（司会等）、講師の確保、講師への謝金・旅費支払い、会場の確保・会場代の支払い、勉強会の広報について、実施すること。また、会員企業間や会員企業と講師が繋がる機会創出のため、勉強会プログラムの中に交流会（ネットワーキング）も実施し、同費用を負担すること。

勉強会の内容については、以下のコンセプトを適宜組み合わせた企画案を市に提案すること。なお、勉強会については、「衛星データ利活用部会」、「ものづくり部会」など、必ずしも全会員企業を対象としたものである必要はないが、少なくとも1回は全会員企業を対象とした勉強会を実施することとする。また、昨年のアンケート結果等、企業から得られた意見等を踏まえた上で、内容を企画すること。

### <コンセプト>

- ① 初めて参加する企業を念頭に置いた初歩的な内容
- ② 衛星データ利活用ビジネスに関心のある企業を対象とした内容
- ③ 人工衛星やロケット等の開発・製造に関心のある企業を対象とした内容
- ④ 知識を身につける目的のほか、宇宙産業参入済みの企業を講師として招き、会員企業とのマッチング機会創出

### <実施スケジュール案>

- 1回目： 7月下旬開催  
⇒8月下旬開催の九州宇宙ビジネスキャラバンの周知を兼ねて開催
- 2回目： 10月下旬開催  
⇒11月中旬開催の日本橋スペースウィークへの出展周知を兼ねて開催
- 3回目： 2月上旬開催  
⇒4月以降に公募が始まる見込みの「衛星データ利活用実証・新技術開発事業、宇宙関連機器新技術開発事業」の事前案内を兼ねて開催

## (2) 宇宙ビジネスネットワーク会員企業へのヒアリング等調査

「北九州宇宙ビジネスネットワーク」の会員企業を中心に、今後個別に支援を行っていく上で必要な調査を行う。(30社程度)

調査にあたっては、「北九州宇宙ビジネスネットワーク」に企業が参加する際のアンケート調査の内容や、企業のホームページ情報のほか、必要に応じて勉強会の場等を活用してヒアリング等を行い、得た情報について下記の<調査の観点>に従って、企業ごとに調査書(A4で半枚~1枚程度)を作成して報告書としてまとめること。

また、調査の結果、製品・サービスの事業化につながる可能性が高い企業に対しては、衛星データ利活用実証事業の実施を問わず、今年度から(3)に記載のとおり伴走支援業務を行うこと。

### <調査の観点>

- ① 宇宙ビジネスの中で関心のある分野
- ② 宇宙ビジネスに踏み出す上で必要な環境や情報、支援策

## (3) 宇宙関係補助事業(衛星データ利活用実証事業・宇宙関連機器新技術開発事業)を行う企業や大学等への伴走支援(5~6団体程度)

北九州産業学術推進機構(FAIS)で実施している宇宙関係補助事業(衛星データ利活用実証事業・宇宙関連機器新技術開発事業)を行う企業や大学等からの相談対応や、マッチング支援などの伴走支援を行う。

月1回程度、企業や大学等の課題や希望事項等についてヒアリングを行い、各団体のニーズに応じた支援を市と連携して行うこと。

その他、北九州宇宙ビジネスネットワーク会員企業の中で、製品・サービスの事業化につながる可能性が高い企業や大学等が把握できた場合は、宇宙関係補助事業（衛星データ利活用実証事業・宇宙関連機器新技術開発事業）の実施を問わず、伴走支援を行うこと。

#### （４）展示会出展支援（１か所以上）

「北九州宇宙ビジネスネットワーク」として、日本橋スペースウィーク等の全国で行われる宇宙ビジネス関連の展示会に出展することで、会員企業と国内外の人工衛星・ロケット製造企業等とのビジネスマッチングの機会を設定し、ビジネスマッチングが円滑・良好に進むよう、技術的な助言、補足等のサポートを行う。（出展料の支出は本業務に含むが、同行する市職員や宇宙ビジネスネットワーク会員企業の交通費の負担は本業務に含まない。）

また、出展に当たり、「北九州宇宙ビジネスネットワーク」や出展する会員企業を紹介するチラシ等を作成するほか、チラシ等の文案や展示する商材などについて、市と出展する会員企業と調整しながら実施すること。併せて、展示会主催者との手続きについても実施すること。

なお、日本橋スペースウィークへの出展を想定しているが、その他の展示会の出展を妨げるものではない。

#### （５）北九州宇宙ビジネスネットワークへの入会勧誘支援

「北九州宇宙ビジネスネットワーク」に未入会だが、宇宙ビジネスに親和性の高い技術や熱意を持った企業（北九州市域の企業を中心に）を調査すること。

調査に当たっては、北九州市中小企業支援センター等、北九州市域の企業に詳しい職員や巡回相談員と連携して、勧誘を行う企業のリストアップを行うこと（月１～２回程度）。調査結果を踏まえ、企業訪問やオンライン面談等による入会勧誘については、巡回相談員が実施することを想定しているが、巡回相談員と分担して入会勧誘することを妨げるものではない。

勧誘候補先企業の調査と訪問・面談にかかった巡回相談員の人件費や管理費の支出を行うこと。（巡回相談員の人件費：１日当たり約３１，５００円 このほか別途管理費がかかる見込み）

#### （６）人工衛星製造に係る可能性調査

福井県民衛星プロジェクトを参考に、本市が北九州市域の企業を中心に人工衛星の企画・設計から製造・打ち上げ・運用までを行った場合に、本市にもたらされる効果について、以下の観点を踏まえた調査を行うこと。

##### <調査の観点>

- ① 人工衛星のサイズごとに、製造や打ち上げ等にかかる経費や得られるデータの

種類等を整理すること。

- ② どのような種類の衛星データを取得し、どのような分野に活用するか。
- ③ 製造・打ち上げ・運用にかかる経費に見合った衛星データ活用が可能か。
- ④ 経費に見合った衛星データの活用が困難な場合、企業が作成したコンポーネントの宇宙実証等、他の目的においては経費に見合った活用が可能か。

#### (7) 「北九州宇宙ビジネスネットワーク」事務局運営

会員企業からの問い合わせ対応や、会員企業への宇宙ビジネスに関する情報発信を行うほか、「北九州宇宙ビジネスネットワーク」に未入会の企業（北九州市域の企業を中心）に対して、入会に向けたアプローチを行う。

##### <実施項目>

- ① 会員企業からの問い合わせ対応
  - メール、Web フォームなどで会員企業からの問い合わせを受け付ける窓口を設置し、運営すること。
  - 受付期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- ② 会員企業への定期的な情報発信（メルマガ）
  - 宇宙ビジネスに関する最新動向や講演会等のイベントの案内、国や県の補助金等の情報について、月1回程度配信する。
  - その他、市の依頼に基づき、都度情報発信を行う。

#### 5 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 宇宙ビジネスネットワーク会員企業へのヒアリング等調査報告書  
データ：Microsoft PowerPoint, Word 等編集可能なもの
- (3) 人工衛星製造に係る可能性調査提案書  
データ：Microsoft PowerPoint, Word 等編集可能なもの

※ (3) のみ令和6年8月31日までに提出、  
その他 (1) 及び (2) は令和7年3月31日までに提出すること。

#### 6 提出先

北九州市産業経済局未来産業推進部宇宙産業推進室

#### 7 その他

- (1) 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。
- (2) 作成にあたって、写真、イラストなど他の刊行物からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合には、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適正な手続きを取ること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。
- (4) 企画提案(公募型プロポーザル方式の実施)については、別紙実施説明書による。